

呉福福第582号の2  
令和5年12月12日

社会福祉法人呉市社会福祉協議会  
会長 中本 克州 様

呉市長 新原 芳 明



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和5年12月12日から令和10年12月11日まで